法律第二十号

自然環境保全法の一部を改正する法律

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第三十六条―第四十四条）」を「第四章の二　沖合海底自然環境保全地域
第一節　指定等（第三十五条の二・第三十五条の七）
第二節　保全（第三十五条の四―第三十五条の八）
第三節　雑則（第三十六条―第四十四条）
第五章　雑則（第三十六条―第四十四条）」に、「第八章　罰則（第五十三条―第五十五条の三）
第九章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十条―第六十四条）」を「第八章　罰則（第五十三条―第五十五条の三）」に改める。

第十二条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「及び自然環境保全地域」を「、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域」に改める。

第十七条第二項中「附する」を「付する」に改める。

第十八条第一項中「附せられた」を「付された」に改める。

第二十二条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「その案」を「当該指定の案」に改め、同条第五項中「供された案」を「供された指定の案」に改め、同条第六項中「供された案」を「供された指定の案」に、「きく」を「聴く」に改める。

第二十八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「行為をしようとする者は」の下に「、あらかじめ」を加え、同項第一号中「こえる」を「超える」に改める。

第三十条中「附せられた」を「付された」に、「第十七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　沖合海底自然環境保全地域

第一節　指定等

（指定）

第三十五条の二　環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域（我が国の内水及び領海（水深二百メートルを超える海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）に係る海域をいう。第三十五条の八及び第三十五条の九において同じ。）でその区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを沖合海底自然環境保全地域として指定することができる。

2　自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、沖合海底自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3　環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

6　環境大臣は、前項の規定により縦覧に供された指定の案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該沖合海底自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7　第十四条第四項及び第五項の規定は沖合海底自然環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、第三項前段の規定は沖合海底自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び前三項の規定は沖合海底自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第三十五条の三　沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制、調査その他の事項に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が決定する。

2　沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二　当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき区域（以下「沖合海底特別地区」という。）の指定に関する事項

三　当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該地域における自然環境の保全のための調査に関する事項その他の当該地域における自然環境の保全に関し必要な事項

3　第十五条第二項の規定は沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

第二節　保全

（沖合海底特別地区）

第三十五条の四　環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができる。

2　第十四条第四項及び第五項の規定は、沖合海底特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3　沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為（以下この章及び第五十六条第六号において「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一　鉱物を掘採すること。

二　鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

三　海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

四　前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの